

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の手続については、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年10月3日

盛岡地方法務局水沢支局

登記官 伊 東 博 之

（公印省略）

記

- 1 手続番号
第4006-2025-0010号
表題部所有者不明土地に係る所在事項
一関市狐禅寺字山田164番
- 2 手続番号
第4006-2025-0011号
表題部所有者不明土地に係る所在事項
一関市狐禅寺字山田174番
- 3 手続番号
第4006-2025-0012号
表題部所有者不明土地に係る所在事項
一関市狐禅寺字山田175番1
- 4 手続番号
第4006-2025-0013号
表題部所有者不明土地に係る所在事項
一関市狐禅寺字山田186番

5 手続番号

第4006-2025-0014号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

一関市狐禅寺字山田328番1